

# 島根県民間社会福祉事業従事者互助会

## 事業のご案内



- **従事者互助会は** 福祉職場で働く皆さまの福利厚生充実を通して、民間社会福祉事業の進展に寄与することを目的とする団体です。
- **加入できる方は** 県内の民間社会福祉事業施設及び社会福祉団体等の職員(施設・団体単位で加入)
- **掛金について** 会員本俸月額1,000分の15(内訳 会員:1,000分の10 事業主:1,000分の5)
  - 本俸月額の基準日は前年度10月1日(基準日以降の加入者は加入時の本俸月額)
  - 掛金は事業主を通して毎月口座引落により納付していただきます。
  - 会員が納付した掛金は「退会給付金」として給付します。(掛け捨てではありません。)

### 事業内容

#### 1 給付事業

- ① **退会給付金** 会員が退会した場合に、加入期間中に本人が納付した掛金と同額を給付します。
- ② **一般給付金** 各種祝金、見舞金等を給付します。(請求期限：給付事項の発生後2年以内)

種別	給付要件	給付金額	添付書類 <sup>※1</sup>
傷病見舞金	会員が3日以上入院したとき	20,000円	退院証明書、診断書、領収書等 子の場合は年齢確認できる書類 (複数必要な場合があります。)
	会員の家族 <sup>※2</sup> が14日以上入院したとき	10,000円	
祝金	結婚	30,000円	戸籍抄本・謄本、婚姻届受理証明書等
	出産	20,000円	母子手帳(出生届出済証明)、住民票、戸籍抄本・謄本等 ※死産は除く
	小学校入学	10,000円	添付書類不要
	中学校卒業	10,000円	添付書類不要
	還暦	10,000円	請求不要 <sup>※4</sup>
専門資格の取得	会員が専門資格を取得したとき (対象資格は裏面に掲載)	10,000円	合格証書、免許証、資格取得証明書等
弔慰金	会員が亡くなったとき	100,000円	会葬礼状、住民票の除票、戸籍抄本、死亡診断書等 ※死産は除く
	会員の配偶者が亡くなったとき	20,000円	
	会員の子が亡くなったとき	10,000円	
災害見舞金	会員の住家の全壊	50,000円	官公署の発行する罹災証明書
	会員の住家の半壊	30,000円	
勤続給付金	加入期間5年ごと (休職期間は除く)	10,000円	請求不要 <sup>※5</sup>
退会一時金	加入期間3年以上の会員の退会 (休職期間は除く)	10,000円	請求不要 <sup>※6</sup>

※1 一般給付金請求書に記載する事項が確認できるもの。コピー可。

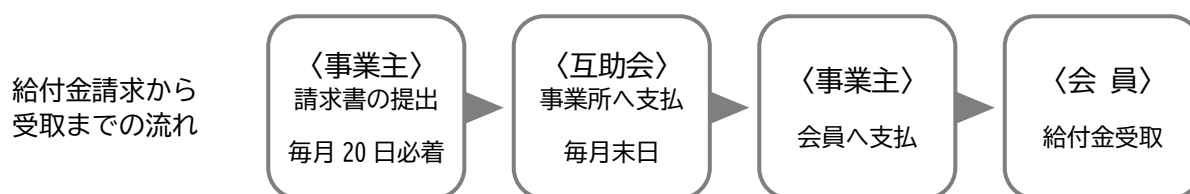
※2 会員の家族とは、配偶者、同居または会員が扶養している父母(配偶者の父母を含む)、18歳未満の子。

※3 双子以上の場合には人数分給付。

※4・5・6 本会で会員年齢、掛金納付期間を管理し、対象の会員に給付。事業所からの請求は不要。

### 一般給付金「専門資格取得祝金」の対象

①社会福祉主事 ②社会福祉士 ③介護福祉士 ④保育士 ⑤調理師 ⑥専門調理師 ⑦調理技能士  
⑧管理栄養士 ⑨ボイラー技師 ⑩理学療法士 ⑪作業療法士 ⑫介護支援専門員 ⑬精神保健福祉士 ⑭あん摩マッサージ指圧師 ⑮看護師 ⑯幼稚園教諭 ⑰社会福祉施設長 ⑱公認心理師



## 2 健康管理援助事業

35歳以上の会員を対象に、健康診断の受診料補助を行います。

健診種類	補助対象者	補助額(上限)
人間ドック	35歳、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳、75歳の会員(916名) ※R4年度の補助対象者は決定しました。	40,000円
生活習慣病予防健診等	35歳以上の会員全員 ※人間ドック受診料補助対象者を除く	7,169円

## 3 家庭常備薬等の斡旋

薬品会社の協力により、年3回家庭常備薬等の斡旋を行っています。

※令和4年度納品時期：6月、10月、1月(予定)

### 手続きについて

#### ●申込み・請求はお勤め先から互助会へ

互助会への加入・退会の申し込み、各種給付金の請求、人間ドック補助の申し込み等は、事業主による手続きが必要です。お勤め先の事務担当者にご確認ください。

#### ●島根県民間社会福祉事業従事者互助会 事務局

690-0011 松江市東津田町 1741-3 いきいきプラザ島根 5F

島根県社会福祉協議会 総務企画部内

TEL 0852-32-5970 FAX 0852-32-5973

E-mail gojokai@fukushi-shimane.or.jp

ホームページ <http://www.shimane-fgojo.com/>